

第6期大学分科会の審議の状況について

大学分科会は、大学教育の質の改善は「待ったなし」の課題であるとの認識の下に審議を重ね、昨年8月28日に「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」と題した答申を取りまとめた。

その際、審議会での審議に加えて、全国各地で「大学教育改革地域フォーラム」を開催するなど、学生や教職員等とも意見交換を行った。

このほか、大学院教育の在り方や法科大学院教育の改善等についても審議を行った上で、大学設置基準の改正等の必要な制度改正を行った。

1. 答申に関する審議の状況

- 大学分科会においては、予測困難なこれからの時代においては、答えのない問題に対して自ら解を見出していく主体的学修等の大学教育の質の改善は、学生や社会にとって「待ったなし」の課題であるとの認識の下、集中的に審議を実施。
- 平成24年3月に「審議まとめ」を大学分科会大学教育部会で取りまとめた後には、全国各地で様々なタイプの大学での「大学教育改革地域フォーラム」の開催や、学長・学部長に対する「学士課程教育の現状と課題に関するアンケート調査」などを通じて、学生や教職員、経済関係者、高等学校関係者等との意見交換を実施。
- その上で、平成24年8月28日に、大学が真に「生涯学び続け、主体的に考える力」を育む高等教育の場となるために、質を伴った学修時間の増加・確保を始点とする改革サイクルの確立や、教員中心の授業科目の編成から組織的・体系的な学位プログラムへの転換などの取組を求める「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」を答申（別紙1）。

2. 答申以外の審議の状況

- 大学院教育に関しては、「博士論文研究基礎力審査」の導入に係る審議をはじめとして第2次大学院教育振興施策要綱（平成23年8月）を踏まえた施策の推進に当たっての諸課題についての審議を行った（別紙2）。
- 法科大学院に関しては、平成24年7月に「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」（別紙3）を取りまとめるとともに、各法科大学院の教育の改善に向けた取組状況に関する調査や法学未修者教育の充実方策に関する検討を行うな

ど、法科大学院教育の改善について審議を行った。

- 大学教育に関しては、答申以降、求められる知識・技能の高度化に対応した進路選択・学修機会の充実（教育機関相互における単位認定・編入学の拡大、柔軟なアカデミック・カレンダーの設定）、学位プログラムを構築するための大学ガバナンスの在り方について審議を行った。

- これらのうち、大学設置基準の改正等、制度改正の必要のあるものについては、以下のとおり、答申を行った。
 - ・ 前期・後期一貫した体系的な博士課程教育を構築し、大学院教育の質を高めるための「博士論文研究基礎力審査」の導入（大学院設置基準改正）
 - ・ 空地・運動場に係る要件の弾力化（大学設置基準改正）
 - ・ 地域の医師確保のための医学部の入学定員の増加（大学設置基準改正）
 - ・ 専門職学位課程に置く専任教員の兼務規定の見直し（専門職大学院設置基準改正）
 - ・ 柔軟なアカデミック・カレンダーの設定のための授業期間に関する規定の弾力化（大学設置基準等改正）
 - ・ 博士論文のインターネットの利用による公表（学位規則改正）
 - ・ 認証評価機関の認証（5件）

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は、
・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進
により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換
や客観的データの重視の視点

初等中等教育から高等教育にかけて
能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会
⇒「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4.6時間)。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む) ・組織的な教育の実施 ・授業計画(シラバス)の充実 ・全学的な教学マネジメントの確立
- ◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

7. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④ 社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化の是正等)

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

8. 今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大学

- 大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、体系的な教育課程(P) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(C) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(A) という改革サイクルを確立。
- 学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

大学支援組織

(大学団体、評価機関、日本学術会議等)

- ◆ファルティ・デイ・プログラム(教員の研修、FD)や教育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の積極的発信の促進。
- ◆アセスメント・テストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発。
- ◆教育課程の参照基準(日本学術会議。経営学、言語・文学、法学が先行)等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善(学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等)。

文部科学省等

- ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

地域社会・企業等

- ◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的な活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

速やかに審議を開始する事項

- ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
- ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
- ◆短期大学士課程の在り方について検討。
- ◇それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。

「博士論文研究基礎力審査」の導入

別紙2

平成24年3月14日公布・施行大学院設置基準一部改正

- ・博士課程の殆どは前期・後期に区分する課程であり、その前期課程は修士課程として扱われ、修士論文(又は特定課題研究)の審査及び試験が、前期の課程を修了し修士号を授与する要件
- ・一貫したプログラムを持った体系的な博士課程教育を構築し、博士課程教育の質を高める観点から、当該プログラムの前期の課程を修了し修士号を授与する要件として、大学の判断により、修士論文(又は特定課題研究)の代わりに、「博士論文研究基礎力審査」の導入を可能にする

一貫制博士課程

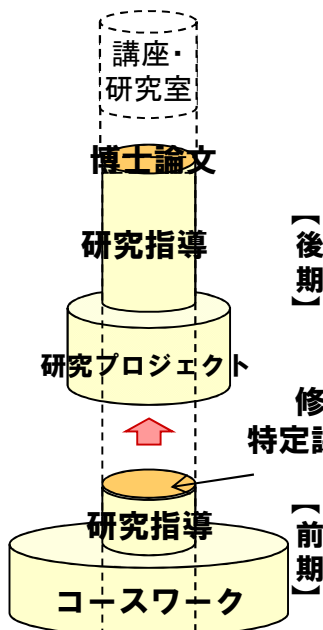
38専攻

修士課程

1,733専攻

区分制博士課程

1,879専攻

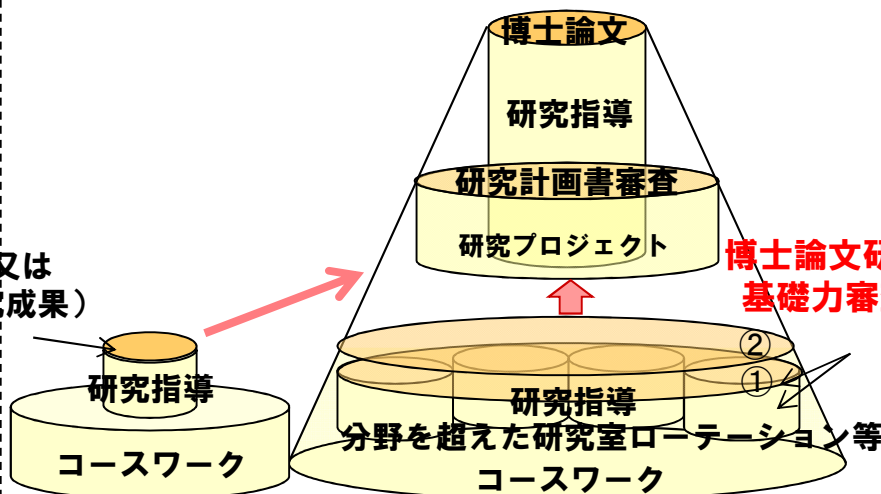


修士論文(又は特定課題の研究成果)

博士論文研究基礎力審査

- ①専攻分野に関する高度の知識・能力及び関連分野の基礎的素養に関する試験並びに
- ②博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査
(学外や関連分野の教員等も交えた審査体制の確保などを求める)

区分制博士課程の専攻の中に
明確な人材養成目的に基づくプログラムの構築を促す



高度専門職業人養成のプログラム

研究者等養成のプログラム

産学官の参画による国際性・実践性を備えた研究訓練

密接な研究指導の下、分野に拘らない独創的な研究を遂行

博士論文研究を主体的に遂行できる基礎力を包括的に審査

分野の枠を超えた体系的な教育

●学生の流動性の向上及び社会人の選抜機会の確保に留意するよう求める。

第2次大学院教育振興施策要綱

平成23年8月5日
文部科学大臣決定

中教審答申を踏まえ、文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的に施策を展開することを目的とし、「第2次大学院教育振興施策要綱」(対象期間:平成23～27年度)を策定

◆基本的な視点

グローバル化や知識基盤社会の更なる進展、震災からの復興・再生、新たな社会の創造・成長等を見据え、大学院教育の実質化に向けた取組を強化することを基本に、国内外の多様な社会への発信と対話、大学院修了者の活躍の視点を重視し、大学院教育の質の保証・向上のための施策を実施する。

◆具体的な施策

1. 学位プログラムに基づく大学院教育の確立

課程制大学院制度の趣旨に沿った教育

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

実効性ある大学院評価の取組の推進

2. 新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成

前期・後期一貫した博士課程教育の確立

- ・複数専攻制、研究室ローテーションなど専門分野の壁を破る統合的な教育の推進
- ・博士論文作成に必要な基礎的能力の包括的な審査(Qualifying Examination)を、修士論文に代えて行う仕組みの導入と推進

社会の創造・成長を牽引するリーダー養成と世界的な大学院教育拠点の形成

- ・「リーディング大学院」の形成促進(博士課程教育リーディングプログラム)

3. 社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来への見通しを持てる環境の構築

教育情報の公表の推進

学生が将来への見通しをもって学ぶ環境の整備

社会との連携の強化と多様なキャリアパスの確立
・企業と大学による従来の枠を超えた対話を通じた産学協働の推進(産学協働人材育成円卓会議)

若手教員等の教育研究環境の改善

4. 大学院教育のグローバル化の促進

国際的な連携・交流と質保証の推進

外国人・日本人学生の垣根を越えた協働教育

5. 専門職大学院の質の向上

『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』の概要

【これまでの取組】

平成21年の特別委員会報告において示された、①入学者の質の確保、②修了者の質の保証、③教育体制の充実、④質を重視した評価システムの構築に関する改善方策について、文部科学省及び各法科大学院が取り組んだ結果、これまで入学定員の適正化や厳格な成績評価・修了認定の徹底など、一定の成果をあげてきたところ

【現状と主な課題】

- ・法科大学院の入学者数は、入学定員の適正化等により、ピーク時と比べて4割以上の減。
- ・標準修業年限修了率は、厳格な成績評価等により、約7割に。
- ・司法試験合格状況は、政府目標年間3,000人に達成せず2,000人をやや上回る数で推移する一方、受験者数が増加した結果、各年の合格率は低下傾向

課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率(累積)に大きな差が存在
 - ・指標を超える大学の平均は約50%
 - ・指標を下回る大学の平均は約15%
 (※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定)
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大(既修者約9割、未修者約6割)
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度。(ただし、未修者の合格者数は増加)

政府全体における制度の在り方に関する検討を待たずに対応できる実施上の課題について改善方策の速やかな検討・実施が必要

【今後の改善方策】

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実の方策を推進

2. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

3. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

- 適性試験の内容等の検証など入学者選抜の改善を推進
- 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- 司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進